

さんしんの住宅ローンなら安心 

3 大疾病

がん・急性心筋梗塞・脳卒中



5 つの
重度疾病

糖尿病・高血圧症・
慢性腎不全・肝疾患・慢性膵炎

八大疾病保障特約付



住宅ローン

死亡・高度障害保障
+ 3大疾病

- ・死亡・所定の高度障害状態になられた場合
- ・「がん」と診断確定された場合
- ・「急性心筋梗塞」および「脳卒中」に罹患し、所定の状態が継続したと診断確定した場合



5つの
重度疾病

- 「糖尿病」「高血圧症」
- 「慢性腎不全」「肝疾患」
- 「慢性膵炎」で入院し、その入院日数が継続して180日以上の場合



住宅ローンの残高が

0 円

※住宅ローン残高が0円となるには所定の条件があります。

ただいま「八大疾病保障特約付住宅ローン」

金利上乗せ不要のお取扱いを実施中！

- ・「八大疾病保障特約付住宅ローン」は、一般社団法人しんきん保証基金の保証付住宅ローンおよびさんしん住宅ローンを対象とした商品です。他の保証会社付住宅ローン等をご利用される場合は、八大疾病保障特約付の団体信用生命保険は対象外となります。
- ・八大疾病保障特約付の団体信用生命保険をご利用いただく場合のご融資利率は、通常の住宅ローン金利に+0.3%上乗せした金利が適用されます。（金利上乗せ不要の取扱期間中は除きます。）
- ・住宅ローンの概要やご融資利率、団体信用生命保険の保障内容などの詳細については当金庫ホームページ、または融資営業担当、本支店窓口にお問い合わせください。なお、店頭に商品概要説明書をご用意しております。



八大疾病保障特約付団体信用生命保険のご案内

●保険正式名称	がん診断保険金特約、急性心筋梗塞・脳卒中診断保険金特約、重度疾病長期入院時保障特約、(特定障害不担保特約) 付き団体信用生命保険	
●保険の特徴	この保険は従来の死亡・高度障害の保障に加え、特約の責任開始日以後、生まれて初めて「がん」と診断確定された場合、および「急性心筋梗塞」や「脳卒中」を発病し所定の状態が継続したと医師により診断された場合、または「糖尿病・高血圧性疾患・慢性腎不全・肝疾患・慢性膵炎」のいずれかの重度疾病により入院し入院日数が180日以上となった場合、債務残高と同額の保険金が生命保険会社から当金庫に支払われ、その保険金を持ってローン返済に充当する仕組みの団体保険です。	
●ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫のさんしん保証基金付住宅ローンおよびさんしん住宅ローンを新規にご契約の方で、お借入れ時の年齢が満20歳以上41歳未満の方（完済時の年齢が満80歳以下） ・お申込み金額は最高1億円（さんしん保証基金付住宅ローンは8,000万円）となり、4,000万円を超える場合には「健康診断結果証明書」の提出が必要となります。 ・ご加入にあたっては、お客様の健康状態等について所定の書面にて告知いただきます。また告知の内容により、保険会社にご加入をお断りすることがあります。 	
●保険金の支払事由	死亡・高度障害保険金	保険期間中に死亡された場合。または、責任開始日以後に生じた傷害または疾病により、所定の高度障害状態になられたとき。
	がん診断保険金	責任開始日以後、保険期間中に所定の悪性新生物（がん）に生まれて初めて罹患し、医師による病理組織学的所見により悪性新生物であると診断確定されたとき。（「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」および「上皮内がん」を除きます。） ただし、責任開始日前あるいは責任開始日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定された場合にはがん診断保険金は支払われません。
	急性心筋梗塞診断保険金	責任開始日以後の疾病を原因として保険期間中に所定の急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき。その疾病の治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき
	脳卒中診断保険金	責任開始日以後の疾病を原因として保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。脳卒中を発病し、その疾病の治療を直接の目的として、病院または診療所において手術を受けたとき
	重度疾病長期入院時保障特約	お借入日以降に所定の「糖尿病」「高血圧症」「慢性腎不全」「肝疾患」「慢性膵炎」を発病し継続して180日以上入院したとき。
●特定障害不担保特約について	ご加入時の健康状態（過去の傷病歴含む）により「特定障害不担保特約」が適用される場合がございます。この特約は高度障害保険金の支払い対象となる高度障害状態のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」あるいは「両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの」を不担保とすることについて、保険会社が入会申込者の同意を得たうえで加入を承諾するものです。	
●保障期間	住宅ローンご返済期間	
●保障開始日 (責任開始日または待機期間)	死亡・高度障害保障	ローン実行日
	がん保障	ローン実行日から91日目以降に診断確定された所定のがんを保障
	急性心筋梗塞・脳卒中保障	ローン実行日
	重度疾病長期入院保障	ローン実行日
保障が終了する場合	保障対象となるローンのご契約者でなくなったとき	
●引受保険会社	三井住友海上あいおい生命保険株式会社	
●大切なお知らせ	<p>保険金・診断保険金支払いの対象外となる場合（免責事項）など、より詳しい保障内容のご説明については「被保険者のしおり」に掲載の「契約概要」「注意喚起情報」で必ずご確認ください。</p> <p>なお、「申込書兼告知書」をご記入される前に必ず「被保険者のしおり」をご覧ください内容をよくご確認ください。この保険は、三井住友海上あいおい生命保険株式会社の引受となりますのでご不明の点は「被保険者のしおり」に記載のあるお客様相談窓口へご連絡ください。</p>	
●ご注意	ローンのお申込みにつきましては当金庫所定の審査がありご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。また、ご不明な点がございましたら本支店窓口、融資営業担当にお尋ねください。	